

○青少年の健全育成の推進 / 情報モラル教育をすすめるにあたって SNSを駆使した中学生の犯罪事例

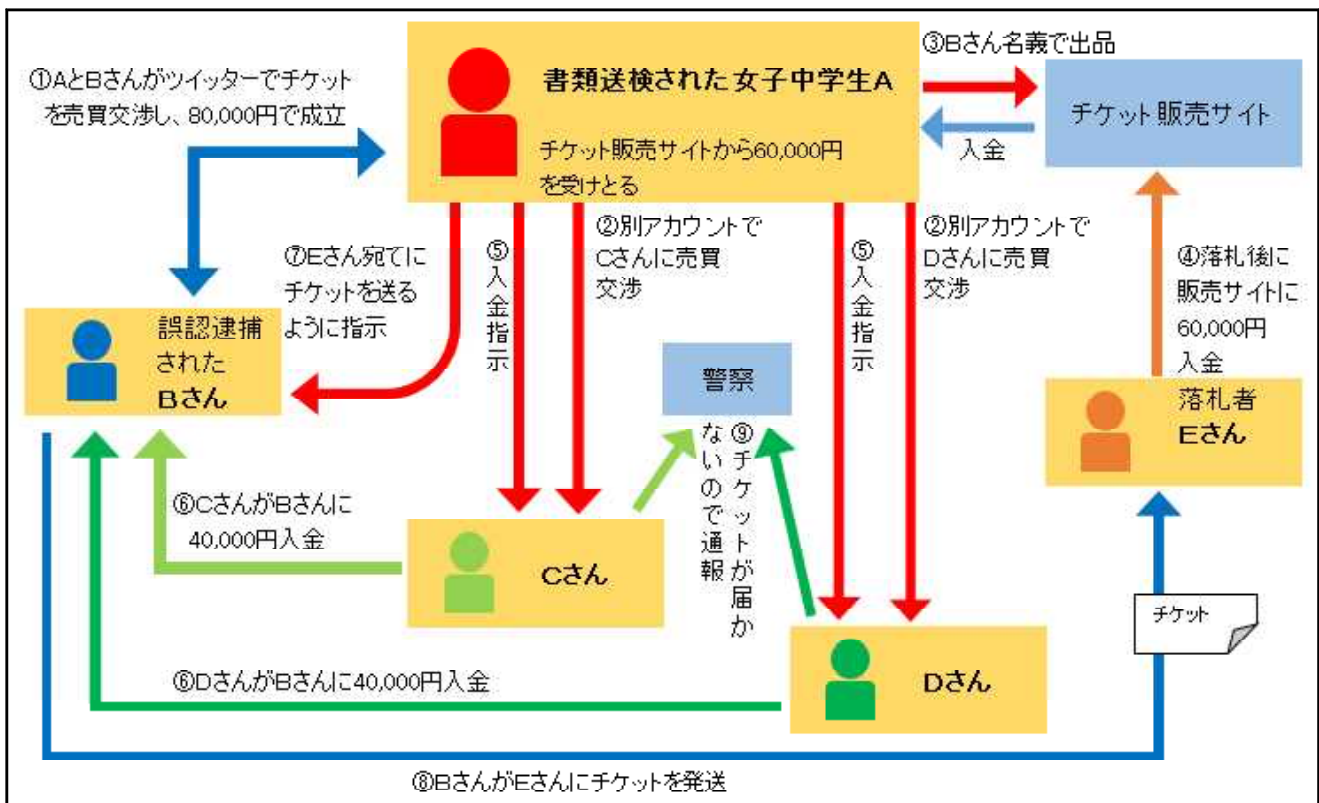
近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっていきます。

一方、こうしたメディア機器等の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用により、青少年が犯罪の被害者、さらには加害者となるなど、深刻な問題も発生しています。

【事例】平成29年9月12日付 上毛新聞見出し「チケット詐欺女性誤認逮捕」

ツイッターで人気アイドルグループのコンサートチケットを売るとうそをつき、現金をだまし取ったとして、逮捕した女性(21)について徳島県警は誤認逮捕だったと明らかにした。この女性になりすましていたとして、詐欺容疑で中学3年の女子生徒(15)を書類送検した。

新聞記事だけだと、詳細がわかりにくいですね。図解すると・・・



・・・とても難しい流れとなっています。また、6月には身代金ウイルス「ランサムウェア」を作成した中学3年生が不正指令電磁的記録作成などの疑いで逮捕されています。子どもは突拍子もないことを思いつくものです。しかし、SNSを安易に利用しなければ加害者になることもなかったのと思う事例がたびたびあります。

これら事例の中学生は自分が行った行為が犯罪にあたるという意識が希薄なため、罪悪感がなく、自分の行為自体が詐欺であるということを理解していません。

子どもたちにはSNSの利便性だけではなく、危険性を理解する「情報モラル教育」について繰り返し伝え、関係する法律や条例についても周知する必要性を感じます。

先生方には朝礼や学級指導の中で、「インターネットのこわいお話や法律のママ知識」などをぜひ盛り込んでいただけたらと思います。